

工事上の遵守事項

1. 工事は日曜祭日を除く午前8時から午後6時までとする。但しやむを得ない事情で管理事務所の許可を得た場合にはこの限りでない。
2. 工事車両の駐車は、通過車両の妨げにならないよう注意する。また必要に応じて交通整理員を配置する。
3. 工事等により道路や水道管を破損した場合は直ちに管理事務所に連絡し、責任をもって原状に復する。なお、キャタピラー車両は養生を行わない限り道路上での通行を禁止する。
4. 工事を行うときは専有部分内の敷地で行う。
5. 工事によって出たゴミは放置せずその都度処理する。工事によって出たゴミや廃棄物は管理組合では処理しないので、工事業者の責任で別荘地外に於いて処理する。
6. 水道の使用及び工事に際しては、「京王富士スバル高原別荘地第一次水道使用規則」を参照のうえ、これを遵守する。
7. 建物の建築や敷地の造成にあたっては、以下の事項を含む管理規約・使用細則を遵守する。
 - ① 建物を建築するときは工事着工前に管理組合へ建築工事届及び添付書類（配置図、平面図、立面図、内外部仕上表、工事業者名簿）を添えて、建築確認申請書（控）及び村役場より受領した承認書の写しを提出する。増改築（改造）工事も同様とする。また工事完了後は速やかに工事完了届を提出する。
 - ② 建物を建築するときはその建ぺい率は20%以下、容積率は40%以下、地上2階建以下にする。また建物の外壁は道路及び隣地境界線より2m以上の距離を保つものとする。
 - ③ 地形に順応した建築を行い整地や樹木の伐採は建築に必要な最少限度にする。（樹木を伐採したときは、出来るだけその数だけの植栽をする。）
 - ④ 当別荘地は標高1,100mの山岳地域にあるので冬季の寒冷、降雪に対応できる建物及び設備とし、基礎工事は凍上が発生しない様に注意する。
 - ⑤ 建物は周囲の環境や風紀を害する恐れのあるもの及び居住用（別荘用住宅）以外の目的のものは建築しない。
 - ⑥ 建物の建築や樹木は近隣に配慮し、建物の外壁、屋根の色彩は周囲の自然と調和をはかったものにする。
 - ⑦ 路上駐車を避けるため、敷地内に駐車スペースを確保する。

- ⑧ 出入口、駐車場等の築造は、原則として本物件に付帯している道路（遊歩道を除く）と接続するようにし、共用部分である道路のグリーンベルト部分の舗装等を行う場合は容易に原状復帰できるものとし、人及び車両の出入りに必要な最低限の幅員とする。
- ⑨ 塀、境界（ロープ等を含む）、垣根等は出来得る限り設けない。必要な場合は生垣もしくは木さく等で行い、極端に他を排する印象のある石塀、有刺鉄線等を設置しない。
- ⑩ し尿及び排水処理は必ず合併浄化槽を設け敷地内への滲透式にする。

以上